

『2023年 年報』について

2024年3月18日
医療事故調査・支援センター
(日本医療安全調査機構)

医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）では、医療法第6条の16に基づき医療事故調査の相談・支援、院内調査結果の整理・分析、医療事故の再発防止のための普及啓発等の取り組みを行っています。

今般、例年のとおり、2023年1月1日～12月31日までの1年間の状況を集計し、その内容を要約してグラフ化した「要約版」および事業概要、委員名簿、再発防止に向けた提言の抜粋等「センター業務」の内容について、『2023年 年報』としてとりまとめました。

なお、「要約版」の基礎となる数値を含め、集計した結果を「数値版」としてまとめています（機構ホームページ掲載）。

『2023年 年報』における特記事項

1. 2023年5月8日の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、相談件数および医療事故発生報告件数は、新型コロナ感染症流行前の状況に戻つつある。「院内調査結果報告までに要した期間とその理由」にあるように、昨年は「コロナ対応に時間を要している」が24件であったところ、今年は15件に減少している。[年報7頁、17頁]
2. 遺族等からの求めに応じた「伝達」※¹⁾は、前年と比較し1.5倍以上の増加がみられた。[年報5頁]
3. 「センター合議」※²⁾については、前年と比較し1.5倍以上の71件の依頼があり、うち45件について「医療事故」として報告を推奨し、10件については複数の考え方をお伝えし、29件の事故報告があった（2024年1月31日時点）。[年報6頁]
4. 「起因した医療（疑いを含む）の分類」※³⁾のうち手術（分娩を含む）の内訳では、昨年は開腹手術、開胸手術が多かったが、2023年は筋骨格系手術の件数が多い傾向であった。[年報16頁]
5. 解剖の実施件数は減少傾向にあり、2023年新たに「病理解剖を実施しなかった理由」を医療機関に聴取したところ、最も多い理由は「医療機関としては病理解剖の説明をしたが、遺族より同意を得られなかった」であった。[年報19頁]
6. 新たに分娩（帝王切開術を含む）に起因する「死産・新生児」「乳児」「母体」の死亡内訳を数値版に追加した。[数値版44頁]
7. 「医療事故の再発防止に向けた提言」公表後の提言書の活用状況を把握するためのアンケート結果や特定機能病院における医療安全管理体制に関するアンケート結果等を掲載した（いずれも2022年実施）。[年報56頁～69頁]

【連絡先】医療事故調査・支援センター

( 一般社団法人 日本医療安全調査機構)

〒105-0013 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル2F

電話：(代表) 03-5401-3021 (月～金 9:00～17:00)

『2023年 年報』の構成

- ◆要約版：「医療事故調査制度」における相談、医療事故発生報告、院内調査結果報告などの主要項目をグラフ化したもの
 - *単年の数値と一部、制度開始からの累計値による2種構成で比較が可能
- ◆センター業務：医療法第6条の16に基づきセンターが実施した業務内容や状況のまとめ
 - *各種委員会、研修等の実施状況や2023年に公表した提言書の概要など
- ◆数値版：要約版の基礎となる数値の他、医療機関の状況、対象者の状況、事例の状況等の視点による集計結果
 - *制度開始2015年10月以降、8年3か月間の経年推移のまとめ
 - *日本医療安全調査機構のホームページに掲載

『2023年 年報』用語説明

- ※¹ 伝達：厚生労働省医政局総務課長通知（平成28年6月24日医政総発0624第1号）「遺族等からの求めに応じて、相談の内容等を病院等の管理者に伝達すること」に基づいてセンターが行っている対応。
- ※² センター合議：医療機関が行う「医療事故か否かの判断」に関する支援として、事例相談用紙の情報を基に、センターが委嘱する複数名の専門家らにより合議を行い、その結果を医療機関へ助言として伝えるもの。
- ※³ 起因した医療（疑いを含む）の分類：厚生労働省医政局長通知（平成27年5月8日医政発0508第1号）別添「医療に起因する（疑いを含む）死亡又は死産の考え方」に基づき集計したもの。

以上